

港区地球温暖化対策報告書制度における Q&A

NO	分類	質問	回答
1	制度全般	この制度はいつから始まりますか？	令和3年4月から開始します。
2	制度全般	努力義務である優秀水準に達しない場合に罰則などがありますか？	罰則はありません。
3	制度全般	報告するメリットはありますか？	報告内容に対して区からフィードバックを行います。また、優秀水準にある事業所については、インセンティブマークを付与しますので、事業所としてのイメージ向上などに役立つものと考えます。
4	対象事業所	区分所有ビルの場合、誰が提出者となるのか？	管理組合などが提出者になると想定されます。区分所有者様で協議の上、提出者を決めてください。 なお、提出者が複数となる場合は、第7号様式の「港区地球温暖化対策報告書」裏面の提出者一覧も記載してください。
5	対象事業所	東京都の地球温暖化対策報告書制度の対象事業者として提出している事業所ですが、テナントとして入居しており、貸借部分の面積が1万㎡以上となる場合、港区へ報告書を提出する必要があるか？	提出は不要です。 ただし、当該事業所のエネルギー使用量の5割以上を当該テナント様が占めている場合は、所有者に代わり、当該テナント様が報告書を提出することも可能です。
6	対象事業所	東京都の地球温暖化対策報告書制度の対象事業者として提出している事業所ですが、区分所有者として提出している場合、港区へ報告書を提出する必要があるか？	提出は不要です。 ただし、事業所全体の延べ面積が10,000㎡を超える場合は提出が必要です。提出者についてはNO.4のとおりです。
7	対象事業所	1万㎡未満の事業所は、低炭素化協力事業所として任意提出としているが、年度によって提出できない場合があっても罰則はないのか？	罰則はありませんが、可能な限り継続提出をお願いいたします。メリットは、NO.3のとおりです。

NO	分類	質問	回答
8	対象事業所	住宅と店舗の複合用途の場合、1万㎡とは住宅も含めた面積のことか？	住宅部分を除いた面積が、1万㎡以上となる場合、低炭素化促進事業所として提出義務があります。また、住宅用途の共用部エネルギー使用量は報告対象外です。
9	産業分類	日本標準産業分類における細分類番号とは何ですか？	下記の総務省 HP で公開している日本産業分類(H25年10月改定)から対象の番号を入植してください。第7号様式のエクセルファイルにも参考としてシートを付けています。 https://www.soumu.go.jp/toukei/ei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html
10	エネルギー使用量等	いつの時点からのエネルギー使用量を報告することになるのか？	前年度の使用量を毎年度報告してください。なお、前年度の所有が1年未満の場合は、報告書の「事業所等の実績年度のエネルギー使用期間」において、1年度未満であることをチェックしてください。
11	優秀水準	優秀水準の達成は、義務なのか？	努力義務となります。 優秀水準を達成する場合は、別途設ける表彰制度の加点項目となりますので、表彰制度のPRシートに基準年度(原則、2013年度)と報告年度のCO2排出量を記載してください。
12	二酸化炭素排出量	J-クレジットを購入したが、削減量として報告書に反映できるか？	購入されたクレジットについて、報告書制度では反映できません。一方、「港区低炭素化優良建築物表彰制度」の表彰対象となる場合(優秀水準を達成)、PRシートにおいてアピールして頂くことができます。